

令和5年5月18日

令和5年度 防除清掃事業における労務費等について

公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構

漁場油濁被害救済にかかる防除清掃事業における労務費及び漁船用船費の上限を下記のとおりとし、令和5年4月1日以降発生のお濁被害に適用します。

記

1. 労務費（1時間当たり）

	令和5年度	前年度
労務費	1,800円	同左

なお、著しい危険もしくは汚染を伴う作業、または高度の技能もしくは肉体的労働を要すると認められる作業に係る労務費については、最高1時間当たり110円までの金額をこれに付加し得るものとする。

2. 漁船用船費（1日当たり）

漁船トン数	令和5年度	前年度	増減
1t未満船	23,800円	21,300円	+2,500円
1t～3t未満船	29,700円	26,600円	+3,100円
3t～5t未満船	55,200円	52,200円	+3,000円
5t以上船	99,300円	99,300円	±0円

（4時間以下は半額）

防除清掃事業については下記をご参照ください

<https://www.umitonagisa.or.jp/jigyoku/#yudaku>

以上